

議案第10号

桑名市組織条例等の一部改正について

桑名市組織条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市組織条例等の一部を改正する条例

(桑名市組織条例の一部改正)

第1条 桑名市組織条例(平成16年桑名市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「都市整備部」を「社会基盤整備部
都市創造部」に改める。

第2条の表グリーン資産創造課の項中第3号を削る。

第2条の表市長公室の項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) PX(パブリックトランスフォーメーション)に関する事。

第2条の表市長公室の項に次の1号を加える。

(9) 国際化の推進に関する事。

第2条の表産業振興部の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 文化に関する事。

第2条の表産業振興部の項の次に次の1項を加える。

社会基盤整備部

(1) 公園及び緑地に関する事。

(2) 道路、橋りょう及び河川に関する事。

(3) 港湾その他土木に関する事。

第2条の表都市整備部の項を次のように改める。

都市創造部

(1) 都市計画に関する事。

(2) 土地区画整理に関する事。

(3) 住宅施策及び営繕に関する事。

(4) 都市開発に関する事。

(5) 建築指導及び開発指導に関する事。

(桑名市都市計画審議会条例の一部改正)

第2条 桑名市都市計画審議会条例(平成16年桑名市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第10条中「都市整備部都市整備課」を「都市創造部都市計画課」に改める。

(桑名市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第3条 桑名市スポーツ推進審議会条例(平成16年桑名市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第8条中「市民環境部地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課」を「市民環境部地域コミュニティ局スポーツ振興課」に改める。

(桑名市文化財保護条例の一部改正)

第4条 桑名市文化財保護条例(平成16年桑名市条例第187号)の一部を次のように改正する。

第48条中「市長公室ブランド推進課」を「産業振興部観光課」に改める。

(桑名市建築審査会条例の一部改正)

第5条 桑名市建築審査会条例(平成17年桑名市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条中「都市整備部都市整備課」を「都市創造部都市計画課」に改める。

(桑名市行政改革推進委員会条例の一部改正)

第6条 桑名市行政改革推進委員会条例(平成25年桑名市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条中「グリーン資産創造課」を「市長公室政策創造課」に改める。

(桑名市総合運動公園ネーミングライツ選定委員会条例の一部改正)

第7条 桑名市総合運動公園ネーミングライツ選定委員会条例(平成26年桑名市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民環境部地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課」を「市民環境部地域コミュニ

ティ局スポーツ振興課」に改める。

(桑名の千羽鶴技術保持者選定委員会条例の一部改正)

第8条 桑名の千羽鶴技術保持者選定委員会条例（平成26年桑名市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市長公室ブランド推進課」を「産業振興部観光課」に改める。

(桑名市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部改正)

第9条 桑名市生涯学習推進計画策定委員会条例（平成27年桑名市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市民環境部地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課」を「市民環境部地域コミュニティ局生涯学習課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

令和6年4月の組織再編により、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>桑名市組織条例（第1条関係） （第1条） （部等の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。</p> <p>防災・危機管理課 グリーン資産創造課 スマートシティ推進課 企業誘致課 市長公室 総務部 市民環境部 産業振興部 保健福祉部 子ども未来部 <u>都市整備部</u></p> <p>（第2条） （事務分掌）</p> <p>第2条 部等の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>防災・危機管理課 （略） グリーン資産創造課 (1)・(2) （略） <u>(3) 行政改革の推進に関すること。</u> スマートシティ推進課・企業誘致課 （略） 市長公室 (1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 人口減少対策に関すること。</u> <u>(4) 秘書に関すること。</u> <u>(5) 儀式に関すること。</u> <u>(6) 職員の任免、服務、給与、研修及び福利厚生に関すること。</u> <u>(7) 広報広聴に関すること。</u> <u>(8) 文化に関すること。</u></p>	<p><u>社会基盤整備部</u> <u>都市創造部</u></p> <p>削る</p> <p><u>(3) PX（パブリックトランスフォーメーション）に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> <u>(5)</u> <u>(6)</u> <u>(7)</u> <u>(8)</u> 削る <u>(9) 国際化の推進に関すること。</u></p>

総務部～子ども未来部 (略)

産業振興部

(1) 商工業及び観光に関すること。

(2) 農林水産業に関すること。

都市整備部

(1) 都市計画に関すること。

(2) 公園及び緑地に関すること。

(3) 土地区画整理に関すること。

(4) 住宅施策及び営繕に関すること。

(5) 都市開発に関すること。

(6) 建築指導及び開発指導に関すること。

(7) 道路、橋りょう及び河川に関すること。

(8) 港湾その他土木に関すること。

桑名市都市計画審議会条例 (第2条関係)

(第10条)

(庶務)

第10条 審議会及び常務委員会の庶務は、都市整備部都市整備課において処理する。

都市創造部都市計画課

桑名市スポーツ推進審議会条例 (第3条関係)

(第8条)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民環境部地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課において処理する。

市民環境部地域コミュニティ局スポーツ振興課

桑名市文化財保護条例 (第4条関係)

(第48条)

(庶務)

第48条 審議会の庶務は、市長公室ブランド推進課において処理する。

産業振興部観光課

桑名市建築審査会条例 (第5条関係)

(第7条)

(庶務)

<p>第7条 審査会の庶務は、<u>都市整備部都市整備課</u>において処理する。</p>	<p><u>都市創造部都市計画課</u></p>
<p>桑名市行政改革推進委員会条例（第6条関係） （第7条） （庶務） 第7条 委員会の庶務は、<u>グリーン資産創造課</u>において処理する。</p>	<p><u>市長公室政策創造課</u></p>
<p>桑名市総合運動公園ネーミングライツ選定委員会条例（第7条関係） （第7条） （庶務） 第7条 委員会の庶務は、<u>市民環境部地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課</u>において処理する。</p>	<p><u>市民環境部地域コミュニティ局スポーツ振興課</u></p>
<p>桑名の千羽鶴技術保持者選定委員会条例（第8条関係） （第6条） （庶務） 第6条 委員会の庶務は、<u>市長公室ブランド推進課</u>において処理する。</p>	<p><u>産業振興部観光課</u></p>
<p>桑名市生涯学習推進計画策定委員会条例（第9条関係） （第7条） （庶務） 第7条 委員会の庶務は、<u>市民環境部地域コミュニティ局生涯学習・スポーツ課</u>において処理する。</p>	<p><u>市民環境部地域コミュニティ局生涯学習課</u></p>

議案第11号

桑名市プロポーザル選定委員会条例の制定について

桑名市プロポーザル選定委員会条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市プロポーザル選定委員会条例

(設置)

第1条 市がプロポーザル方式により締結する契約のうち、高度な技術又は専門的な知識を必要とする事業等（以下「事業」という。）の契約において、最も適した事業者（以下「事業者」という。）を厳正かつ公平に選定するため、事業者の選定ごとに、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）の附属機関として桑名市プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「プロポーザル方式」とは、事業実施に対する企画等に関する提案を求め、提案内容の審査及び評価を行い、その結果をもとに事業者を選定する方式をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 事業者を選定するための基準等の策定に関する事項
- (2) プロポーザル方式による事業者の選定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。ただし、市長等が必要と認める場合はこの限りでない。

- 2 委員は、学識経験者、市職員その他市長等が適当と認める者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の半数以上は、市職員以外の者でなければならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者の選定が終了する日までとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長等が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会の同意があつた場合は、会議の一部又は全部を公開することができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(中立の保持)

第9条 委員は、特定の者の利益又は不利益となる行為をしてはならない。

(守秘義務)

第10条 委員及び第8条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、当該事業の実務を所管する部署において処理する。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にプロポーザル方式に関する手続を開始している契約案件については、この条例の規定は適用しない。

(桑名市小学校給食調理業務等委託業者選定委員会条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は廃止する。

(1) 桑名市小学校給食調理業務等委託業者選定委員会条例（平成27年桑名市条例第27号）

(2) 桑名市障害者総合相談支援センター運営業務委託事業者選定委員会条例（平成27年桑名市条例第41号）

(3) 桑名市桑名駅周辺複合施設等整備事業者選定委員会条例（平成30年桑名市条例第28号）

(4) 桑名市斎場管理運営業務委託事業者選定委員会条例（平成31年桑名市条例第13号）

(5) 桑名市消防庁舎等再編整備事業者選定委員会条例（令和3年桑名市条例第16号）

(6) 桑名市小中一貫校整備事業者選定委員会条例（令和3年桑名市条例第19号）

(7) 桑名市スポーツ施設整備事業者選定委員会条例（令和5年桑名市条例第12号）

(桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年桑名市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表指定管理者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

プロポーザル選定委員会委員	日額 10,000円以内において市長又は教育委員会が定める額
---------------	--------------------------------

別表斎場管理運営業務委託事業者選定委員会委員の項、障害者総合相談支援センター運営業務委託事業者選定委員会委員の項、桑名駅周辺複合施設等整備事業者選定委員会委員の項、小学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の項、小中一貫校整備事業者選定委員会委員の項、スポーツ施設整備事業者選定委員会委員の項及び消防庁舎等再編整備事業者選定委員会委員の項を削る。

参 考

(制定のあらまし)

市が発注する事業において、プロポーザル方式により事業者を選定するに当たり、プロポーザル選定委員会を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第12号

桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年桑名市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第2条) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(第3条) (個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は桑名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>特定個人番号利用事務</p> <p>特定個人番号利用事務 利用特定個人情報</p> <p><u>当該利用特定個人情報</u></p>

議案第13号

桑名市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

桑名市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

桑名市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年桑名市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) その他市長が必要と認めた保育施設を設置する法人

第3条第3号中「第2条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

職員を派遣できる団体を新たに定めるため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第2条) (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(第3条) (派遣職員の職務への復帰)</p> <p>第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第2条第1項</u>に規定する取決めに反することとなった場合</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(6) <u>その他市長が必要と認めた保育施設を設置する法人</u></p> <p><u>前条</u></p>

議案第14号

桑名市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
桑名市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定めるものとする。
令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等が損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2
- (4) 職員（前2号に掲げる者を除く。） 1

2 前項の規定は、市長等の損害賠償責任を、法第96条第1項第10号の規定による議会の議決を経て、免れさせることを妨げるものではない。

(その他)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、市長等の同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

参 考

(制定のあらまし)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合における損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第15号

桑名市職員給与条例の一部改正について

桑名市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市職員給与条例の一部を改正する条例

桑名市職員給与条例（平成16年桑名市条例第46号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 扶養手当、通勤手当及び単身赴任手当（第29条―第42条）」を「第4章 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当（第29条―第42条の2）」に改める。

第2条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

「第4章 扶養手当、通勤手当及び単身赴任手当」を「第4章 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当」に改める。

第40条第1項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第42条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第4章中第42条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第42条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

人事院勧告に基づき、テレワーク中心の働き方をする職員について在宅勤務等手当を支給することに伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(目次)</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 給料(第3条—第21条)</p> <p>第3章 旅費(第22条—第28条)</p> <p><u>第4章 扶養手当、通勤手当及び単身赴任手当</u> <u>(第29条—第42条)</u></p> <p>第5章 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当(第43条—第55条)</p> <p>第6章 期末手当、勤勉手当等(第56条—第68条)</p> <p>附則</p> <p>(第2条)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例において給与とは、給料、教職調整額、教職特別手当、旅費、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、地域手当、住居手当及び寒冷地手当とする。</p> <p><u>第4章 扶養手当、通勤手当及び単身赴任手当</u></p> <p>(第40条)</p> <p>(通勤手当支給額)</p> <p>第40条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、<u>_____</u>支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員_____にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を</p>	<p><u>第4章 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当(第29条—第42条の2)</u></p> <p>、<u>在宅勤務等手当</u></p> <p><u>第4章 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当</u></p> <p><u>第42条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(_____に限る。)</u></p>

減じた額)

ア～ス (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(第42条)

(単身赴任手当)

第42条 (略)

2～4 (略)

(第42条の2)

(在宅勤務等手当)

第42条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第16号

桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年桑名市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条中「第12条第1項第5号」を「同条第1項第5号」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当）

第8条の2 給与条例第42条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第15条第1項中「この場合において、」の次に「給与条例」を加え、同条第2項中「並びに第27条第2項及び第3項」を「、次条第2項及び第3項、第27条第2項及び第3項並びに第27条の2第2項及び第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 給与条例第59条（第2項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

- 2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 フルタイム会計年度任用職員に任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される職員
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額
- (2) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の2級に分類される職員
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

第27条第1項中「この条」の次に「及び次条」を、「この場合において、」の次に「給与条例」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第27条の2 給与条例第59条（第2項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項の勤勉手当基礎額の算出方法については、別に定める。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

4 パートタイム会計年度任用職員に任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される職員
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

(2) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の2級に分類される職員
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(桑名市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 桑名市職員の育児休業等に関する条例（平成16年桑名市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

第9条第1項中「平成16年桑名市条例第50号」の次に「。以下「退職手当条例」という。」を加え、同条第2項中「桑名市職員退職手当支給条例」を「退職手当条例」に改める。

第19条第1項中「桑名市職員退職手当支給条例（平成16年桑名市条例第50号。以下「退職手当条例」という。）」を「退職手当条例」に改める。

参 考

(改正のあらまし)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当及び在宅勤務等手当の支給に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第2条) (給与)</p> <p>第2条 この条例において給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当_____、地域手当及び旅費をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(第7条) (フルタイム会計年度任用職員の給料の支給等)</p> <p>第7条 桑名市職員給与条例（平成16年桑名市条例第46号。以下「給与条例」という。）第9条から第12条までの規定（<u>第12条第1項第5号</u>の規定を除く。）は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第10条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。</p> <p>(第8条) (フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(第8条の2)</p> <p>(第15条) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第56条から第58条までの規</p>	<p style="text-align: right;"><u>、在宅勤務等手当</u></p> <p style="text-align: right;"><u>、勤</u></p> <p style="text-align: right;"><u>勉手当</u></p> <p style="text-align: right;"><u>、期末手当及び勤勉手当</u></p> <p style="text-align: right;"><u>同条第1項第5号</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等</u> <u>手当)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>第8条の2 給与条例第42条の2の規定は、フル</u> <u>タイム会計年度任用職員について準用する。</u></p>

定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第56条第2項中「100分の120」とあるのは、「桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年桑名市条例第70号）第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される者については100分の67.5、同表の2級に分類される者については100分の120」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第27条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 （略）

（第15条）

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条 （略）

2・3 （略）

（第15条の2）

給与条例

、次条第2項及び第3項、第27条第2項及び第3項並びに第27条の2第2項及び第3項

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 給与条例第59条（第2項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイ

ム会計年度任用職員とみなす。

4 フルタイム会計年度任用職員に任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

(2) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の2級に分類される職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(第27条)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第27条 給与条例第56条から第58条まで(第56条第4項を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が規則で定める勤務時間未満の者を除く。以下この条において「 」)について準用する。この場合において、 第56条第2項中「100分の120」とあるのは、「桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桑名市条例第70号)第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される者については100分の67.5、同表の2級に分類される者については100分の120」と読み替えるものとし、期末手当基礎額の算出方法については、別に定める。

2・3 (略)

(第27条の2)

及び次条

給与条例

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第27条の2 給与条例第59条(第2項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項の勤勉手当基礎額の算出方法については、別に定める。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前

会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

4 パートタイム会計年度任用職員に任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

(2) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の2級に分類される職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

議案第17号

桑名市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

桑名市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

桑名市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年桑名市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) 有害鳥獣駆除作業従事職員の特殊勤務手当

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（有害鳥獣駆除作業従事職員の特殊勤務手当）

第11条 有害鳥獣駆除作業従事職員の特殊勤務手当は、この作業の主管課に所属する職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく許可を受けて行う鳥獣の駆除作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

有害鳥獣の駆除作業に従事した際の特殊勤務手当を支給することに伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第2条) (特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(第10条) (防疫業務従事職員の特殊勤務手当) 第10条 (略) 2 (略)</p> <p>(第11条)</p> <p>(支給方法) 第11条 (略) 2 (略)</p> <p>(第12条) (委任) 第12条 (略)</p>	<p><u>(6) 有害鳥獣駆除作業従事職員の特殊勤務手当</u></p> <p><u>(有害鳥獣駆除作業従事職員の特殊勤務手当)</u> <u>第11条 有害鳥獣駆除作業従事職員の特殊勤務手当は、この作業の主管課に所属する職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく許可を受けて行う鳥獣の駆除作業に従事したときに支給する。</u> <u>2 前項に規定する手当の額は、規則で定める。</u></p> <p><u>第12条</u></p> <p><u>第13条</u></p>

議案第18号

桑名市特別会計条例の一部改正について

桑名市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市特別会計条例の一部を改正する条例

桑名市特別会計条例（平成16年桑名市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

農業集落排水事業の下水道事業への統合に伴い、農業集落排水事業特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第1条) (設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> 農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業</p> <p><u>(3)～(5)</u> (略)</p>	<p>削る</p> <p><u>(2)</u> <u>(4)</u></p>

議案第19号

桑名市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の廃止について

桑名市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例を廃止する条例

桑名市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例（令和2年桑名市条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(廃止の理由)

基金の設置目的である「緊急対策」を行う役割が終了したため、廃止するものであります。

議案第20号

桑名市農業集落排水整備支援事業基金条例の廃止について

桑名市農業集落排水整備支援事業基金条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市農業集落排水整備支援事業基金条例を廃止する条例

桑名市農業集落排水整備支援事業基金条例（平成26年桑名市条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(廃止の理由)

農業集落排水事業特別会計の下水道事業会計への統合に伴い、令和5年度中に基金残高を全額市債の償還に充当し、今後新たに積み立てる予定がないため、廃止するものであります。

議案第21号

桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年桑名市条例第76号）の一部を次のように改正する。

目次中「第62条」を「第62条・第63条」に改める。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に、「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第23条の見出し中「揭示」の次に「等」を加え、同条中「揭示」の次に「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供」を加える。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「
「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「「法第19条第1項第1号に」を「「同号に」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「第13条第2項」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第38条第2項を削る。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加え、「次に」を「次に」に、「者として」を「施設として」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」との次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第62条を第63条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第62条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を

記録する方法)

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改正前	改正後
<p>(目次) 目次 第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節 総則（第1条—第3条） 第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1款 利用定員に関する基準（第4条） 第2款 運営に関する基準（第5条—第34条） 第3款 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条） 第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1款 利用定員に関する基準（第37条） 第2款 運営に関する基準（第38条—第50条） 第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条） 第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条—第61条） 第3章 雑則（<u>第62条</u>） 附則</p>	<p><u>第62条・第63条</u></p>
<p>(第4条) 第4条（略） 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u></p>	<p><u>第19条第3号</u> <u>号</u> <u>第19条各号</u> <u>第19条第1号</u> <u>第19条第2号</u> <u>同条第3号</u></p>

に掲げる小学校就学前子どもの区分

(第5条)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 (略)

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により

削る

削る

削る

削る

第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

削る

(第6条)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

第19条第1号

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第19条第2

号又は第3号

同条第2号又は第3号

同条第2号又は第3号

4・5 (略)

(第7条)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第3号

第19条第2号又は

(第8条)

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

第19条各号

(第13条)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満

であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

第19条第1号

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

第19条第2号

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

第19条第1号

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

第19条第2号

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(第15条)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) (略)

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに

条第10項

同

限る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

第25条第1項

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

内閣総理大臣

2 (略)

(第20条)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日

条第1号

第19

(5)～(11) (略)

(第23条)

(揭示__)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示

等

するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供

_____しなければならぬ。

(第35条)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

第19条第1号

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特

別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

第19条第1号

同条第2号

第19条第2号

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

同号又は同条第2号

削る

（第36条）

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

第19条第2号

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特

別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中

「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(第37条)

第37条 (略)

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、桑名市家庭的保育事業等の設備及

第19条第2号

同条第1号

第19条第1号

「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、
係る法第19条第1号

第19条第2号

「同号に

同条

第1号又は第2号

「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項

第19条

第3号

び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（第38条）

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条（略）

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（第39条）

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条（略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4（略）

（第42条）

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適

第19条第3

号

削る

第19条第3号

正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

及び第4項第1号

2・3 (略)

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

次のいずれかに該当するときは、第1項第3号

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

（第2号に係る部分に限る。）

5 前項_____の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

次に

施設

として

(1)・(2) (略)

6～9 (略)

(第44条)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

内閣総理大臣

(第48条)

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

る

削

(第51条)

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

1号

第19条第

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

第19条第1号

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域

号

第19条第2

型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、
「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(第52条)

(特定利用地域型保育の基準)

第19条第3号

第19条第1号に

同条第1号又は第3号

第19条第

2号

、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と

第19条第1号に

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第3章 雑則
(第62条)

第19条第

2号

第19条第2号

同条第3号

第19

条第1号

第19条第2号

(電磁的記録等)

第62条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条

例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

ルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」

<p>(その他) <u>第62条</u> (略)</p>	<p><u>とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第63条</u></p>
----------------------------------	--

議案第22号

桑名市介護保険条例の一部改正について

桑名市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市介護保険条例の一部を改正する条例

桑名市介護保険条例（平成16年桑名市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「23,736円」を「31,127円」に改め、同項第2号中「33,908円」を「46,861円」に改め、同項第3号中「47,472円」を「47,203円」に改め、同項第4号中「61,035円」を「61,569円」に改め、同項第5号中「67,816円」を「68,410円」に改め、同項第6号中「81,380円」を「82,092円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第7号中「88,161円」を「88,933円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「94,943円」を「95,774円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「101,724円」を「102,615円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「108,506円」を「109,456円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「115,288円」を「118,008円」に改め、同号ア中「400万円以上600万円未満」を「420万円以上520万円未満」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第12号中「122,069円」を「126,559円」に改め、同号ア中「600万円以上800万円未満」を「520万円以上620万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第13号中「128,851円」を「135,110円」に改め、同号ア中「800万円以上1,000万円未満」を「620万円以上720万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第15号イ」を加え、同項第14号中「135,632円」を「164,184円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号の次に次の2号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 143,661円

ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 153,923円

ア 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,345円」を「19,497円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,497円」とあるのは、「33,179円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,497円」とあるのは、「46,861円」と読み替えるものとする。

第6条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「同項第1号から第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市第9期介護保険事業計画策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料等を定めるため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第4条) (保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>23,736円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>33,908円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,472円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,035円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>67,816円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>81,380円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>88,161円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>94,943円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保</p>	<p style="text-align: center;"><u>令和6年度から令和8年度まで</u></p> <p style="text-align: right;"><u>31,127円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>46,808円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>47,203円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>61,569円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>68,410円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>82,092円</u></p> <p style="text-align: center;"><u>イ</u></p> <p style="text-align: right;"><u>88,933円</u></p> <p style="text-align: center;"><u>イ</u></p> <p style="text-align: right;"><u>95,774円</u></p>

<p> 険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。） </p>	<p> <u>第14号イ又は第15号イ</u>、<u>第13号イ</u>、<u>102,615円</u> </p>
<p> (9) 次のいずれかに該当する者 <u>101,724円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。） </p>	<p> <u>第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u> </p>
<p> (10) 次のいずれかに該当する者 <u>108,506円</u> ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。） </p>	<p> <u>109,456円</u> <u>420万円</u> </p>
<p> (11) 次のいずれかに該当する者 <u>115,288円</u> ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。） </p>	<p> <u>118,008円</u> <u>420万円以上520万円未満</u> </p>
<p> (12) 次のいずれかに該当する者 <u>122,069円</u> ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。） </p>	<p> <u>13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>、<u>第14号イ又は第15号イ</u> </p>
<p> (13) 次のいずれかに該当する者 <u>128,851円</u> </p>	<p> <u>126,559円</u> <u>520万円以上620万円未満</u> </p>
	<p> <u>135,110円</u> </p>

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 13
5,632円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,345円とする。

620万円以上720万円

未満

、次

号イ又は第15号イ

(14) 次のいずれかに該当する者 143,661円

ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 153,923円

ア 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(16) 16
4,184円

令和6年度から
令和8年度まで

19,497円

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,497円」とあるのは、「33,179円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,497円」とあるのは、「46,861円」と読み替えるものとする。

(第6条)

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。

4 (略)

、第
9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ

同項第1号
から第13号まで

議案第23号

桑名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

桑名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桑名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年桑名市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第

4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の

中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

1 1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、

同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条まで」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第34条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例の規定による改正後の桑名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第106条の2中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

参 考

(改正のあらまし)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第6条) (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事</u>することができる。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(第7条) (管理者)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護</p>	<p style="text-align: right;">第65条第1項</p> <p>削る</p> <p>(11)</p> <p style="text-align: right;"><u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所敷地</u></p>

看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(第9条)

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(第24条)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

削る

電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(8)・(9) (略)

(第34条)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(第42条)

(記録の整備)

第42条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) (略)

(5) 第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (11)

(以下この条において単に「重要事項」という。)

重要事項

前項

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

の規定による

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) の規定による

(7) の規定による

(8) の規定による

(第47条)

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

当該指定夜間対応型訪問介護事業所

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) 指定介護療養型医療施設

削る

(12) (略)

(11)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

当該指定夜間対応型訪問介護事業所

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

当該指定夜間対応型訪問介護事業所

7 (略)

(第48条)

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応

削る

型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(第51条)

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5)～(7) (略)

(第58条)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規

削る

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (9)

の規定による

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) の規定による

(5) の規定による

(6) の規定による

定する事故の状況及び事故に際して採った
処置についての記録

(第59条の4)

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者
は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専ら
その職務に従事する常勤の管理者を置かなけ
ればならない。ただし、指定地域密着型通所介
護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定
地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事
し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等
の職務に従事することができるものとする。

(第59条の9)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針
は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5)・(6) (略)

(第59条の19)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者
に対する指定地域密着型通所介護の提供に関す
る次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の
日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規
定する提供した具体的なサービスの内容等
の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する
市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規

定による

削る

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっ
ては、当該利用者又は他の利用者等の生命又
は身体を保護するため緊急やむを得ない場
合を除き、身体的拘束等を行ってはならな
い。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、そ
の態様及び時間、その際の利用者の心身の状
況並びに緊急やむを得ない理由を記録しな
なければならない。

(7) (8)

の規
定による

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘
束等の態様及び時間、その際の利用者の心身
の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) の規定によ
る

(5) の規

定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(第59条の20の3)

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(第59条の24)

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指

定による

(6)

の規定による

(7)

同項第4号

同項第5

号

定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

削る

2・3 (略)

(第59条の30)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(5) (略)

(5) (7)

(第59条の37)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

の規

定による

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 規定による

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 規定による

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 規定による

(7) (略)

(8)

(第62条)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

削る

2 (略)

(第65条)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは_____

_____指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する

(第66条)

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通

所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

る

削る

2 (略)

(第70条)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(7) (8)

(第71条)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

削る

2～5 (略)

(第79条)

(記録の整備)

第79条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(第82条)

(従業者の員数等)

第82条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等がいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)

(第83条)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者

の規

定による

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) の規定による

(5) の規定による

(6) の規定による

(7)

	削る	

は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条_____及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(第92条)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命

務

他の事業所、施設等の職

、第192条第3項

又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) (略)

(7)・(8) (略)

(第106条)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第106条 (略)

(第106条の2)

(第107条)

(記録の整備)

第107条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

身体的拘束等

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) (9)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(1)・(2) (略)		
(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録	<u>定による</u>	<u>の規</u>
(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		<u>の規定による</u>
(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録	<u>る</u>	<u>の規定によ</u>
(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録	<u>定による</u>	<u>の規</u>
(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<u>定による</u>	<u>の規</u>
(8) (略)		
(第111条) (管理者)		
第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。	削る	削る
2・3 (略)		
(第121条) (管理者による管理)		
第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、 <u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u> 当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。		削る
(第125条) (協力医療機関等)		

第125条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 8

2・3 (略)

(第127条)

(記録の整備)

第127条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

らない。

(1) (略)

(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

の規定による

(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

の規定による

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

る

の規定によ

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

定による

の規

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

定による

の規

(7) (略)

(第128条)

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

6条の2

、第104条及び第10

(第130条)

(従業者の員数)

第130条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) (略)

8～10 (略)

(第131条)

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければ

削る

(2)

1.1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

ればならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(第147条)

(協力医療機関等)

第147条 (略)

削る

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

2 (略)

(第148条)

(記録の整備)

第148条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

の規定による

(3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

の規定による

(4) 第146条第3項に規定する結果等の記録

の規定による

(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

る

の規定によ

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

定による

の規

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

定による

の規

(8) (略)

(第149条)

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

ない。

7

99条及び第106条の2

、第

(第151条)

(従業者の員数)

第151条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

又は

削る

(4) (略)

9～17 (略)

(第152条)

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室 医療法

(昭和23年法律第205号)

第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) (略)

2 (略)

(第165条の2)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な

場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師 _____ との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(第166条)

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(第167条)

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(第172条)

(協力病院等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院 _____ を定めておかなければならない。 _____

及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

削る

の規定による

の記録を

行う

の規定による

の記録を行う

の規定による

の記録

を行う

(協力医療機関等)

入所者の病状の急変等に備えるため
次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）

ただし、複数の医療機関を協力

医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6

2 (略)

(第176条)

(記録の整備)

第176条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第155条第2項に規定する提供した具体

の規定による

的なサービスの内容等の記録

- (3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

(第177条)
(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(第187条)
(勤務体制の確保等)

第187条 (略)
2～4 (略)

5 (略)

の規定による

の規定によ

る

の規

定による

の規定による

、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6

(第189条)

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで_____、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(第191条)

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に

第106条の2

→

関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) (略)

8～14 (略)

(第192条)

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(第197条)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

削る

(4)

削る

削る

当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者

(7)～(11) (略)

(第201条)

(記録の整備)

第201条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

の規定による

(4)・(5) (略)

(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

の規定による

(7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

の規定による

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

の規定による

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

の規定による

(10) (略)

(第202条)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、

は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) (12)

第98条、第100条から第104条まで及び第106条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(第203条)

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい

削る

う。）により行うことができる。

2 (略)

議案第24号

桑名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

桑名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桑名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年桑名市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について

協議を行わなければならない。

- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第32条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例の規定による改正後の桑名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第63条の2中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

参 考

(改正のあらまし)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第6条) (管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内</u>にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(第9条) (利用定員等) 第9条 (略) 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第79条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第79条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第79条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。第79条において同じ。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）</u>の運営（同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」とい</p>	<p>削る</p> <p>健康保 険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設</p>

う。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(第10条)

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

削る

削る

2 (略)

(第11条)

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)

3～6 (略)

(第32条)

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護

事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(第40条)

(記録の整備)

第40条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第24条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(第42条)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

- 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(以下この条において単に「重要事項」という。)

重要事項

前項

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

の規定による

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) の規定による

(5) の規定による

(6) の規定による

(7)

(1)～(9) (略)

(10)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(第44条)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護 予防小規模多 機能型居宅介 護事業所に中 欄に掲げる施 設等のいずれ かが併設され ている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)

(第45条)

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) (15)

(16) 第14号

	削る	

護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2・3 （略）

（第53条）

（身体的拘束等の禁止）

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 （略）

他の事業所、施設等の職務

身体的拘束等

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業

者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(第63条)

(居住機能を担う併施設等への入居)

第63条 (略)

(第63条の2)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(第64条)

(記録の整備)

第64条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況

の規

定による

の規定による

<p>並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p>	<p>る</p> <p>定による</p> <p>定による</p> <p>の規定による</p> <p>の規定による</p>
<p>(第72条)</p> <p>(管理者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>削る</p> <p>削る</p>
<p>(第79条)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>削る</p>
<p>(第83条)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 (略)</p>	<p>削る</p>
	<p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</p> <p>(1) 利用者の病状が急変した場合等において</p>

医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7 8

2・3 (略)

(第85条)

(記録の整備)

第85条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的

の規定による

<p>なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p>	<p>の規定による</p> <p>の規定による</p> <p>の規定による</p> <p>の規定による</p>
<p>(第86条)</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第61条及び第63条の2</p>
<p>(第91条)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって</p>	

認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

削る

議案第25号

桑名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

桑名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

桑名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年桑名市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第12条の見出し中「利用料」の次に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第29号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項

を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号中「第13号」を「第14号」に改め、同号ア中「三月」を「3月」に改め、「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第35条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第23条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第4条) (従業員の員数)</p> <p>第4条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</p> <p>(第5条) (管理者)</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p>	<p><u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>削る</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p><u>当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)</u> <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者</u></p>

でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(第6条)

(内容及び手続の説明並びに同意)

第6条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ

_____、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員

_____の
_____の
氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

、利用者又はその家族に対し

（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）

電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において

5～8 (略)

(第12条)

(利用料__の受領)

第12条 (略)

(第13条)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(第14条)

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定_____を遵守するよう措置させなければならないこと。

(第23条)

(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____

同じ。)に係る記録媒体をいう。)

等

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

前条第1項

地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者

(第32条第29号の規定を除く。)

(以下この条において単に「重要事項」

_____を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(第30条)

(記録の整備)

第30条 (略)

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア～ウ (略)

エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録

オ (略)

(3) 第17条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(第32条)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

という。)

重要事項

前項

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

の規定による

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) の規定による

(5) の規定による

(6) の規定による

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合

(3)～(15) (略)

(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第14号

3月 削る

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月 _____

_____ において、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第105条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

(17)～(28) (略)

(第34条)

(準用)

第34条 第2条及び第2章から前章(第27条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援(法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(第35条)

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている

エ (ただし
書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)

オ

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第12条第1項

又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

削る

2 （略）

議案第26号

桑名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

桑名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
桑名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年桑名市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「数が35」を「数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第7条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保

護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第2号エ中「第16条第15号イ」を「第16条第15号ウ」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第25条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第5条) (従業者の員数) 第5条 (略) 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の<u>数が35</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p>	<p>数(<u>当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第30号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)</u>が44</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、<u>公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)</u>が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が49</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p>
<p>(第6条) (管理者) 第6条 (略) 2 (略) 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) (略) (2) <u>管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u></p>	<p>削る</p>

(第7条)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

、利用者又はその家族に対し

削る

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4

5

第8項

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 (略)

6 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

7 (略)

(第16条)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(13) (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認め

電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）

6

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8

第5項の

第5項各号

9

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(第25条)

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(第32条)

(記録の整備)

第32条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア～ウ (略)

エ 第16条第15号イに規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(第34条)

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の

(以下この条において単に「重要事項」という。)

重要事項

前項

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第16条第15号ウ

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) の規定による

(5) の規定による

(6) の規定による

知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第16条第28号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

削る

2 (略)

議案第27号

桑名市アイリスパークみぞの条例の一部改正について

桑名市アイリスパークみぞの条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市アイリスパークみぞの条例の一部を改正する条例

桑名市アイリスパークみぞの条例（平成16年桑名市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「位置」の次に「及び施設」を加え、同条に次の1項を加える。

2 公園に次の施設を置く。

- (1) 農産物等販売施設
- (2) 公衆用トイレ
- (3) 東屋
- (4) 倉庫
- (5) 駐車場

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

公園施設についての規定を設けるため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
(第2条) (位置_____) 第2条 (略)	及び施設 <u>2 公園に次の施設を置く。</u> <u>(1) 農産物等販売施設</u> <u>(2) 公衆用トイレ</u> <u>(3) 東屋</u> <u>(4) 倉庫</u> <u>(5) 駐車場</u>

議案第28号

桑名市伊曾島漁港管理条例の一部改正について

桑名市伊曾島漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市伊曾島漁港管理条例の一部を改正する条例

桑名市伊曾島漁港管理条例（平成16年桑名市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の改正に伴い法律名を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改めるため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第1条) (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、伊曾島漁港(以下「漁港」という。)の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u></p>

議案第29号

桑名市中小企業・小規模企業振興条例の制定について

桑名市中小企業・小規模企業振興条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市中小企業・小規模企業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興に関し、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業等振興施策の基本となる事項を定めることにより、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業 中小企業等以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づき設立された商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づき設立された商工会であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 労働団体 労働組合であって市内に事務所を有するもの及び労働組合の連合団体であって三重県内に事務所を有するものをいう。
- (6) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 地域経済の発展、雇用の維持及び市民生活の向上に資すること。
- (3) 市、中小企業等、大企業、経済団体、労働団体及び市民が中小企業等の果たしている役割の重要性を理解し、連携及び協力を行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業等の的確な実態把握に努め、中小企業等振興施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、中小企業等振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関と連携して取り組むとともに、中小企業等、大企業、経済団体、労働団体の意見を反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、中小企業等の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性について、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

(中小企業等の役割及び努力)

第5条 中小企業等は、基本理念にのっとり、経済的及び社会的な環境の変化に適応し、その事業の持続可能な成長及び発展を図るため、自主的に経営の改善及び経営基盤の強化に努めるものとする。

- 2 中小企業等は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 3 中小企業等は、地域における雇用の創出、人材育成、円滑な事業承継及び意欲的に働き続けることができる労働環境の整備を推進するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第6条 大企業は、中小企業等の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、中小企業者等の経営の改善及び経営基盤の強化に対して、主体的かつ積極的に支援するよう努めるものとする。

2 経済団体は、中小企業等の実態を把握し、要望を的確に捉え、事業活動に反映するよう努めるものとする。

3 経済団体は、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとする。

(労働団体の役割)

第8条 労働団体は、中小企業等の地域社会及び地域経済に果たす役割の重要性について理解を深め、労働環境の整備、労働者の福利厚生の上昇等を通じて、中小企業等の振興に努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、中小企業等の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第10条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 中小企業等の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。

(2) 中小企業等の新たな事業展開及び販路開拓を図ること。

(3) 中小企業等の人材の確保及び育成を図ること。

(4) 中小企業等の資金調達の円滑化を図ること。

(5) 中小企業等の創業の促進を図ること。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(制定のあらまし)

中小企業及び小規模企業の振興に関し、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するため、条例を制定するものであります。

議案第30号

桑名市建築開発関係手数料条例の一部改正について

桑名市建築開発関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市建築開発関係手数料条例の一部を改正する条例

桑名市建築開発関係手数料条例（平成30年桑名市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第1中「

66	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転に関する認定の申請に対する審査	建築物の移転に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円
----	---	------------------	--	-------	---------

」を「

66	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円
67	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円
68	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の移転を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料		1件につき	27,000円

」に改める。

別表第4中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前						改 正 後																																									
(第2条) (手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)関係の手数料 別表第4に定める額 (5)～(9) (略) (別表第1) 別表第1(第2条関係) 建築基準法関係の手数料						建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手数料を徴収する事務</th> <th rowspan="2">手数料の名称</th> <th colspan="3">手数料の額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～65</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>66</td> <td>建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転に関する認定の申請に対する審査</td> <td>建築物の移転に係る認定申請手数料</td> <td>1件につき</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table>						手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額			区分	金額		1～65	(略)	(略)	(略)	(略)	66	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転に関する認定の申請に対する審査	建築物の移転に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手数料を徴収する事務</th> <th rowspan="2">手数料の名称</th> <th colspan="3">手数料の額</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66</td> <td>建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</td> <td>建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</td> <td>1件につき</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>67</td> <td>建築基準法施行令</td> <td>建築物の形態の変</td> <td>1件につき</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table>						手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額			区分	金額		66	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円	67	建築基準法施行令	建築物の形態の変	1件につき	27,000円
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額																																													
		区分	金額																																												
1～65	(略)	(略)	(略)	(略)																																											
66	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転に関する認定の申請に対する審査	建築物の移転に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円																																											
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額																																													
		区分	金額																																												
66	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円																																											
67	建築基準法施行令	建築物の形態の変	1件につき	27,000円																																											

	第137条 の12第7 項の規定 に基づく 建築物の 形態の変 更を伴わ ない大規 模の修繕 又は大規 模の模様 替を行う 場合の制 限の緩和 に係る認 定の申請 に対する 審査	更を伴わ ない大規 模の修繕 又は大規 模の模様 替を行う 場合の制 限の緩和 に係る認 定の申請 に対する 審査		
68	建築基準 法施行令 第137条 の16第2 号の規定 に基づく 建築物の 移転を行 う場合の 制限の緩 和に係る 認定の申 請に対す る審査	建築物の 移転を行 う場合の 制限の緩 和に係る 認定の申 請に対す る審査		1件に つき 27,000 円

備考

1～4 (略)

(別表第4)

別表第4 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

手数料を 徴収する 事務	手数料 の名称	手数料の額	
		区分	1件当 たりの 金額
1 建築物 のエネル ギー消 費性能 の向	建築物 エネルギー 消費性能 適合性	ア 建築物エネ ルギー消費性能 向上計画に建 築物のエネル ギー消費性能	(略) (略)

建築物 のエネル ギー消 費性能 の向	建 築物のエネル ギー消費性能		
---------------------------------	-----------------------	--	--

上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	判定手数料	の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合			上等に関する法律	の向上等に関する法律		
		イ (略)	(略)	(略)				
		ウ 建築物の非住宅部分の用途が工場等以外であって、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	(略)	(略)			建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	建築物エネルギー消費性能適合性変更判	ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	(略)	(略)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する		

する法律 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	定手 料	る法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合			関する法律	する法律				
		イ	(略)	(略)		(略)				
		ウ	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外であって、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合				建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律			
		エ	(略)	(略)		(略)				
3	建築物	建築物	ア	(略)	(略)	(略)	建築物			
	のエネルギー	エネルギー	イ	建築物の非住宅部分の用途	(略)	(略)	のエネルギー			

消費性能の向上に関する法律 第12条第2項又は第13条第3項に規定する軽微な変更に関する規定を証明する書面の交付申請に対する審査	費性能適合性に係る軽微な変更に関する証明書の交付申請に対する審査	ア	が工場等以外であって、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	(略)	(略)	(略)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律		
		ウ	(略)	(略)	(略)				
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)	(略)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律		
		イ	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定により	(略)	(略)				

			定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合						
		ウ	(略)	(略)	(略)				
5	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	(略)	(略)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律		
		イ	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	(略)	(略)		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律		
		ウ	(略)	(略)	(略)				
6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	建築物エネルギー消費性能に係る	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	(略)	(略)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する		

上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請料 認定申請手数料 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査	法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合				上等に 関する 法律	る法律		
	イ 申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	(略)	(略)	(略)		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律		
	ウ (略)	(略)	(略)	(略)				
備考 1～13 (略) 14 4の部において、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項</u> の規定による申出があったときには、4の部に規定する手数料の額に別表第1に定める金額を加算した金額を徴収する。 15 5の部において、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項</u> において準用する同法第35条第2項の規定による申出があったときには、5の部に規定する手数料の額に別表第1に定める金額を加算した金額を徴収する。 16～18 (略)					建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律			

議案第31号

桑名市消防手数料条例の一部改正について

桑名市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市消防手数料条例の一部を改正する条例

桑名市消防手数料条例（平成16年桑名市条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表の(2)の項手数料の額の欄中「118万円」を「145万円」に、「141万円」を「172万円」に、「159万円」を「192万円」に、「195万円」を「236万円」に、「227万円」を「274万円」に、「455万円」を「564万円」に、「582万円」を「724万円」に、「707万円」を「879万円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

				キロリットル未満のもの					
				危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>159万円</u>				<u>192万円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>195万円</u>				<u>236万円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>227万円</u>				<u>274万円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>455万円</u>				<u>564万円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>582万円</u>				<u>724万円</u>

			危険物の 貯蔵最大 数量が40 万キロリ ットル以 上のもの	707万円					879万円
			(略)	(略)	(略)				
				(略)	(略)				
				(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)				
			(略)	(略)	(略)				
(3)	(略)		(略)	(略)	(略)				
~									
(10)									
備考									
1 ~ 3 (略)									

議案第32号

桑名市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

桑名市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

桑名市消防団員等公務災害補償条例（平成16年桑名市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の桑名市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた桑名市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

参 考

(改正のあらまし)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後																			
<p>(第5条) (補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(別表) 別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;">円 <u>12,440</u></td> <td style="text-align: center;">円 <u>13,320</u></td> <td style="text-align: center;">円 14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,670</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,550</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,440</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>8,900</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,790</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,670</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1・2 (略)</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200	分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>	部長、班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>	<p><u>9,100円</u></p>
階級		勤務年数																		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																	
団長及び副団長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200																	
分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>																	
部長、班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>12,500</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,350</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,650</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,500</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>9,100</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,950</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800</u></td> </tr> </tbody> </table>						<u>12,500</u>	<u>13,350</u>			<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>		<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>			
	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>																		
	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>																	
	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>																	

議案第33号

桑名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

桑名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

桑名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年桑名市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 公共下水道事業

ア 排水区域面積 3,927.35ヘクタール

イ 排水人口 128,900人

ウ 1日最大処理能力 71,694立方メートル

(2) 農業集落排水事業

ア 排水区域面積 73.7ヘクタール

イ 排水人口 3,020人

ウ 1日最大処理能力 818立方メートル

第3条第3項第3号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

農業集落排水事業を下水道事業に統合し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用することに伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第3条) (経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 下水道事業の排水区域面積、排水人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>排水区域面積 3,927.35ヘクタール</u></p> <p>(2) <u>排水人口 128,900人</u></p> <p>(3) <u>1日最大処理能力 71,694立方メートル</u></p>	<p>(1) <u>公共下水道事業</u></p> <p>ア <u>排水区域面積 3,927.35ヘクタール</u></p> <p>イ <u>排水人口 128,900人</u></p> <p>ウ <u>1日最大処理能力 71,694立方メートル</u></p> <p>(2) <u>農業集落排水事業</u></p> <p>ア <u>排水区域面積 73.7ヘクタール</u></p> <p>イ <u>排水人口 3,020人</u></p> <p>ウ <u>1日最大処理能力 818立方メートル</u></p> <p>削る</p>

議案第34号

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年桑名市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第8条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第19条ただし書中「（会計年度任用職員にあつては、期末手当）」を削る。

第21条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「及び第14条」を削り、同条第3項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第4項中「第4条から第7条まで」の次に「、第8条の2」を加え、「、第14条」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

人事院勧告に基づき、テレワーク中心の働き方をとする職員に対する在宅勤務等手当を支給すること及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給することに伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第2条) (給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、管理職員特別勤務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、地域手当及び退職手当とする。</p> <p>(第8条) (通勤手当) 第8条 (略)</p> <p>(第8条の2)</p>	<p style="text-align: right;">、在宅 勤務等手当</p> <p style="text-align: center;">(在宅勤務等手当)</p> <p><u>第8条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。</u></p>
<p>(第19条) (育児休業の承認を受けた職員の給与) 第19条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当<u>(会計年度任用職員にあつては、期末手当)</u>については、この限りでない。</p>	<p>削る</p>
<p>(第21条) (会計年度任用職員の給与の種類) 第21条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の給与の種類は、給料並びに通勤手当_____</p>	<p style="text-align: right;">、在宅勤務等手</p>

<p>__、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当_____、特殊勤務手当、地域手当及び退職手当とする。</p> <p>2 第4条から第7条まで及び第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>3 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料並びに通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当_____、特殊勤務手当及び地域手当とする。</p> <p>4 第4条から第7条まで_____、第12条、第14条及び第16条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。</p>	<p>当</p> <p style="text-align: right;"><u>、勤勉手当</u></p> <p>削る</p> <p style="text-align: right;"><u>、勤勉手当</u></p> <p style="text-align: right;"><u>、第8条の2</u></p> <p>削る</p>
--	--

議案第35号

桑名市水道事業給水条例の一部改正について

桑名市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市水道事業給水条例の一部を改正する条例

桑名市水道事業給水条例（平成16年桑名市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第3号」を「次号」に改める。

第6条第1項及び第37条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

水道法（昭和32年法律第177号）の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第3条) (用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般用 家庭用、営業用、公共用及び第3号から第5号までに属しないその他のものにおいて使用するものをいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(第6条) (給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第6条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕に係る工事のうち管理者がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(第37条) (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">次 号</p> <p style="text-align: center;">国土交通省令</p> <p style="text-align: center;">国土交通省令</p>

議案第36号

桑名市地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の制定について
桑名市地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第19条の2第4項の規定に基づき、本市が設立した地方独立行政法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の当該地方独立行政法人に対する損害を賠償する責任の一部免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第19条の2第4項の条例で定める額)

第2条 法第19条の2第4項の条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

(制定のあらまし)

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定に基づき、本市が設立した地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第37号

三重地方税管理回収機構の規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重地方税管理回収機構規約（平成16年三重県指令地振第04-1021号）を別紙のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

（提案理由）

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、三重地方税管理回収機構規約の変更について協議するため、この協議案を提出するものであります。

三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重地方税管理回収機構規約（平成16年三重県指令地振第04-1021号）の一部を次のとおり変更する。

三重地方税管理回収機構規約の一部を変更する規約

三重地方税管理回収機構規約の一部を次のように変更する。

第3条第1号中「いる地方税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税」を加える。

附 則

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。

参 考

関係条文対照表

変 更 前	変 更 後
<p>(第3条) (機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町が賦課徴収することとされている地方税_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の執行の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</p> <p>(2) (略)</p>	<p>並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税</p>

議案第38号

財産の処分について

市が所有する次の財産のうち、持分の一部を有償譲渡することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年桑名市条例第53号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 処分する財産

(1) 長良導水取水施設

共用部分 100分の8のうち、100分の6

専用部分 100分の100のうち、100分の78

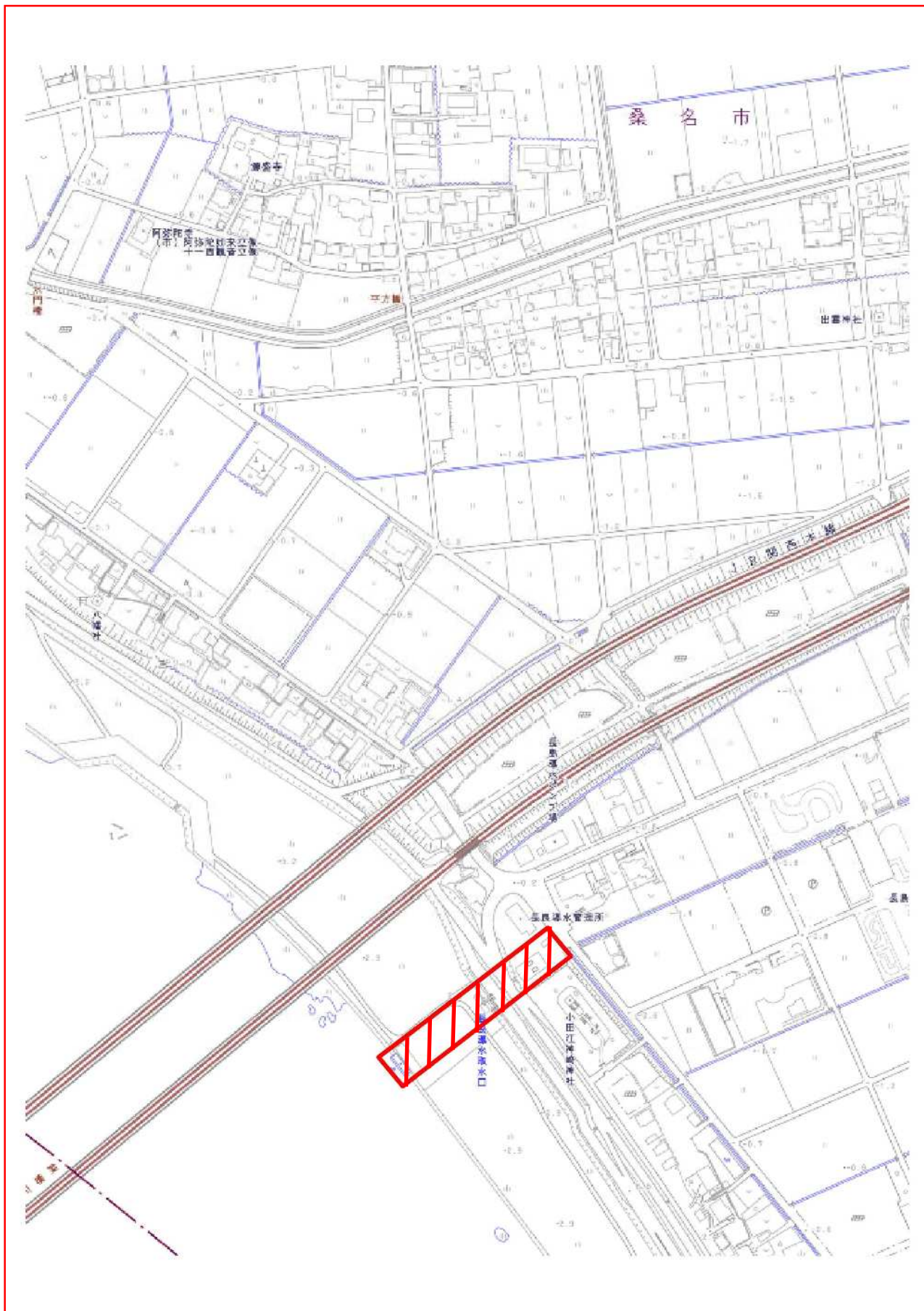
(2) 導水管

専用部分 100分の100のうち、100分の78

2 譲渡価格 157,474,900円

3 契約の相手方 三重県津市広明町13番地
三重県企業庁長 山口 武美

処分する財産 位置図



議案第39号

土地の処分について

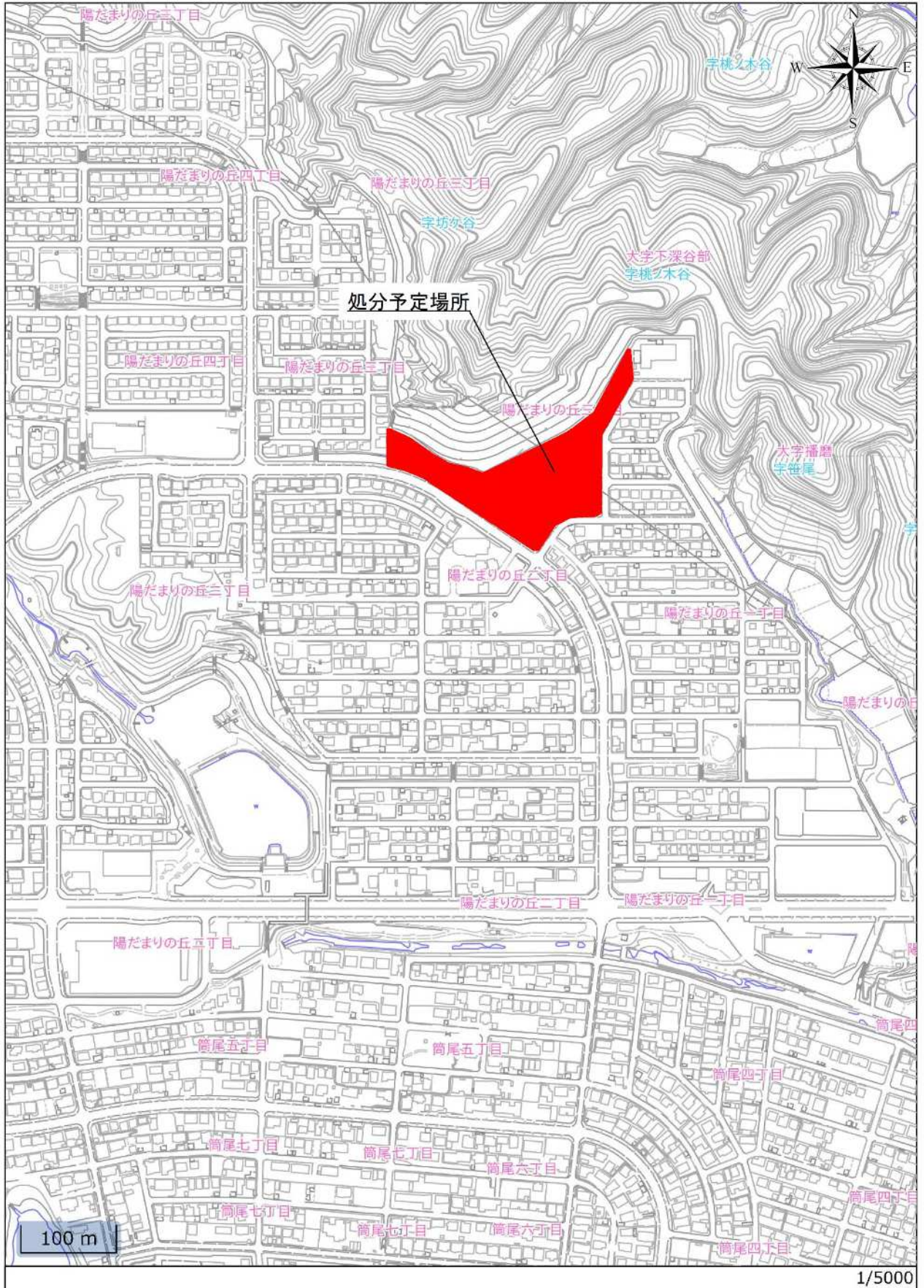
市が所有する次の土地を処分することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年桑名市条例第53号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

1	所	在	桑名市陽だまりの丘三丁目501番				
2	地	目	雑種地				
3	面	積	14,221平方メートル				
4	売	却	価	格	227,227,227円		
5	契	約	の	方	法	一般競争入札	
6	契	約	の	相	手	方	三重県桑名市多度町柚井38番地 サリ・インターナショナル株式会社 代表取締役 サリ・ウゼイル

処分する土地 位置図



参 考

桑名市陽だまりの丘三丁目501番

開札年月日 令和6年1月18日

業 者 名	入札価格	備 考
サリ・インターナショナル株式会社 代表取締役 サリ・ウゼイル	227, 227, 227円	落 札

議案第40号

桑名市指定金融機関の指定について

公金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関を次のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条第2項及び同法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

- 1 指定金融機関 株式会社 百五銀行
- 2 指 定 期 間 令和6年6月1日から令和8年5月31日まで

議案第41号

市道の変更について

市道の路線を次のとおり変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

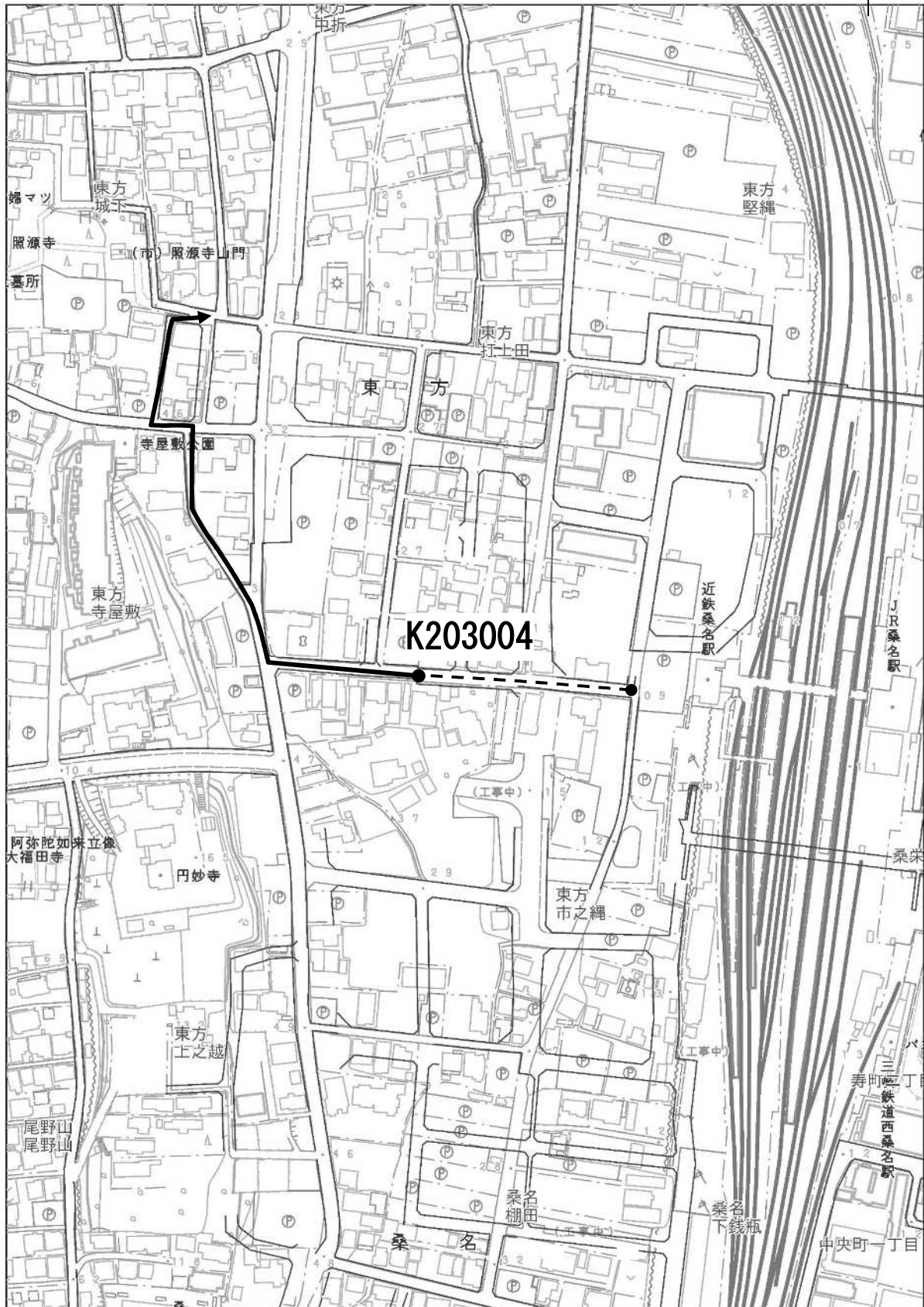
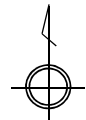
令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

変更する路線

路線番号	路線名	起点		重要な 経過地	延長(m)
		終点			幅員(m)
K203004	堀江山ノ手通線	前	大字東方字打上田151番4地先		408.5
			大字東方字城下1307番1地先		1.3~10.1
		後	大字東方字市之縄33番8地先		302.2
			大字東方字城下1307番1地先		1.3~10.1
K203005	門前本郷線	前	大字桑名字棚田272番地先		473.8
			大字東方字打上田160番1地先		1.6~10.2
		後	大字桑名字棚田272番2地先		243.5
			大字東方字市之縄24番地先		1.6~9.8
K203009	桑名本郷3号線	前	大字桑名字棚田289番地先		152.3
			大字桑名字棚田268番1地先		1.8~2.3
		後	大字桑名字棚田268番1地先		12.8
			大字桑名字棚田268番1地先		1.8~1.8

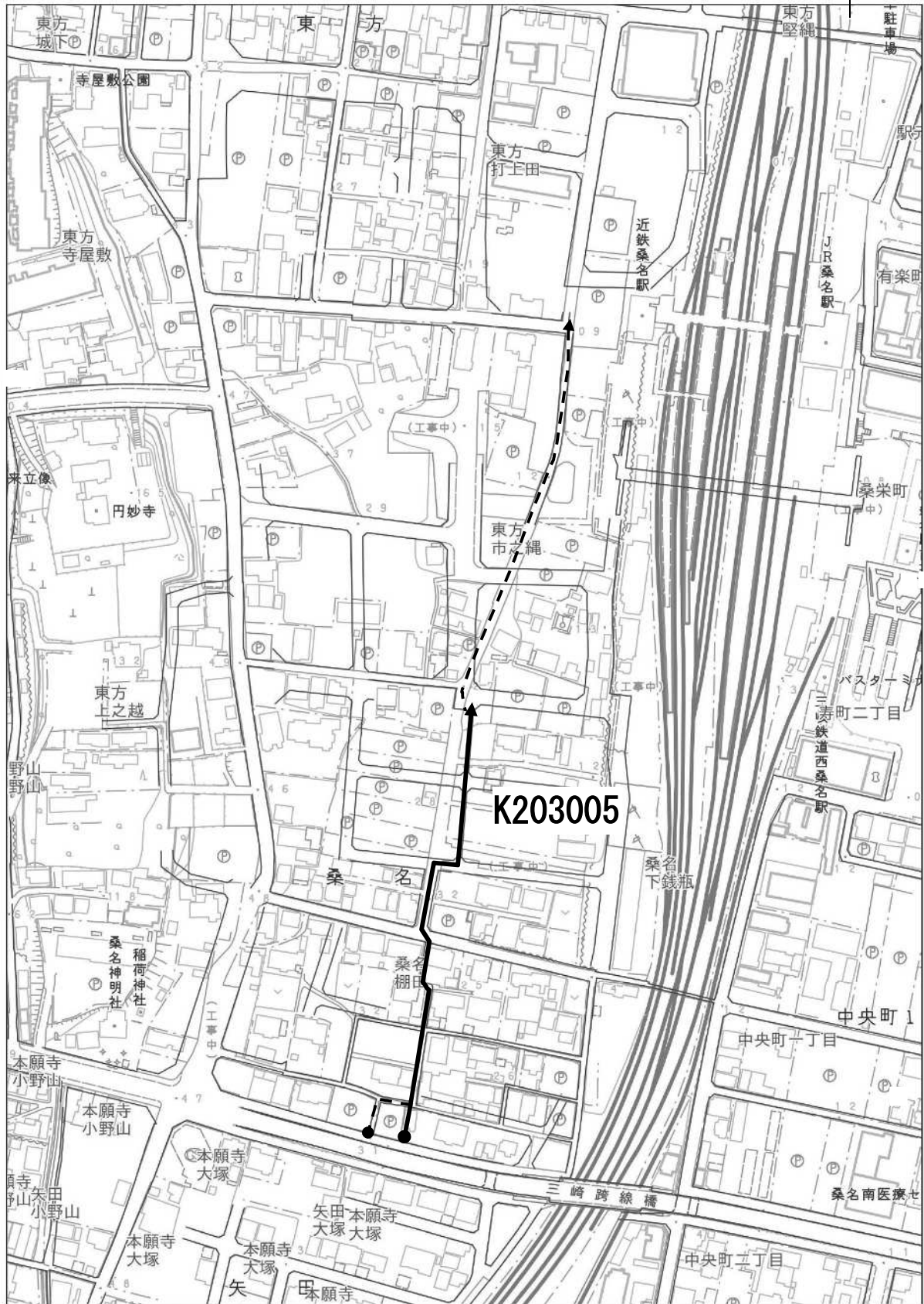
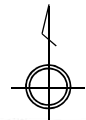
東方地区 変更路線図



路線番号	路線名	起 点		重要な 経過地	延長(m) 幅員(m)	凡 例		
		終	点			起点	●	
K203004	堀江山ノ手通線	前	大字東方字打上田151番4地先			408.5	終点	▲
			大字東方字城下1307番1地先			1.3~10.1		
		後	大字東方字市之縄33番8地先			302.2	廃止区間	— — —
			大字東方字城下1307番1地先			1.3~10.1		

凡 例	
起点	●
終点	▲
廃止区間	— — —
変更路線	— — — —

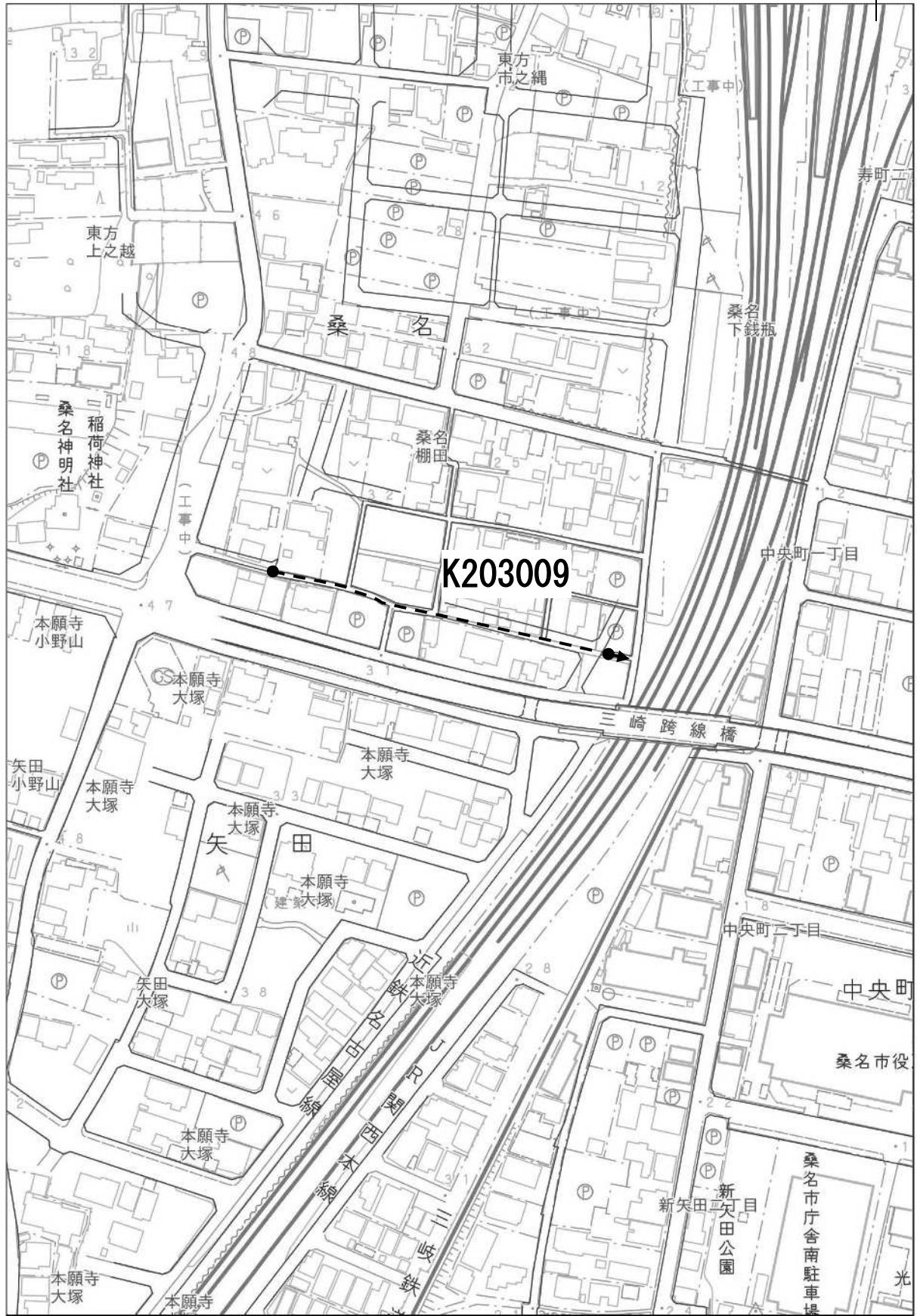
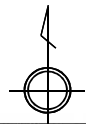
東方地区 変更路線図



路線番号	路線名	起 点		重要な 経過地	延長(m)	
		終	点		幅員(m)	
K203005	門前本郷線	前	大字桑名字棚田272番地先			473.8
			大字東方字打上田160番1地先			1.6~10.2
		後	大字桑名字棚田272番2地先			243.5
			大字東方字市之縄24番地先			1.6~9.8

凡 例	
起点	●
終点	▲
変更区間	▬▬▬
変更路線	▬▬▬▬

桑名地区 変更路線図



路線番号	路線名	起 点 終 点		重要な 経過地	延長(m) 幅員(m)		凡 例		
		前	後		起点	終点	廃止区間	変更路線	
K203009	桑名本郷3号線	前	大字桑名字棚田289番地先		152.3	●	▲	— — —	— — —
			大字桑名字棚田268番1地先		1.8~2.3				
		後	大字桑名字棚田268番1地先		12.8				
			大字桑名字棚田268番1地先		1.8~1.8				

議案第42号

地方独立行政法人桑名市総合医療センター第4期中期目標を達成するための計画を認可することについて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第83条第3項の規定により、別紙のとおり地方独立行政法人桑名市総合医療センター第4期中期目標を達成するための計画を認可することについて、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

地方独立行政法人桑名市総合医療センター第4期中期計画（案）

はじめに

地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）は、地域の中核病院として、地域住民への安全安心な医療の提供及び健康の保持を果たすため、平成21年10月に設立され、以降、第1期及び第2期中期計画期間において民間病院との再編統合、新病院の開院を果たした。

第3期中期計画期間においては、救急医療、がん医療、高度・専門医療、周産期及び小児医療、新型コロナウイルス感染症の対応を含む災害医療に取り組み、また、地域医療機関等との機能分担による地域医療連携の基盤を築くなど、より良質な医療の提供に努めてきた。

今後、少子高齢化による急激な人口構造の変化に伴い、医療ニーズが高まる一方、それを支える医療従事者の不足や過重労働が懸念される。その、環境の変化に対応するため地方独立行政法人が持つ自律性、機動性、弾力性及び効率性を発揮し、デジタルトランスフォーメーション（DX）の活用、働き方改革の推進、安定した経営基盤の確立及び施設・設備の長寿命化のための取り組みを行い、将来にわたり持続可能な医療提供体制を整備し、地域住民の安全安心に貢献する。

さらに、法令順守を徹底し、公平性・透明性を確保した病院運営に取り組み、これまで以上に公立病院としての使命と責任を果たすために、桑名市から示された中期目標を達成すべく、第4期中期計画をここに定める。

第1 中期計画の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

(1) 重点的に取り組む医療の実施

a) 救急医療

地域の中核病院として、他の医療機関との連携、役割分担のもとに、二次救急医療までを地域で完結できる救急医療体制の中心的役割を果たす。

24時間365日、地域住民に安全安心な救急医療を提供すると共に必要な医療を提供できるスタッフの確保に努める。また、適切な病床管理を行い、地域の医療機関からの紹介患者及び救急車搬送患者を積極的に受け入れる体制を整える。

項目	令和5年度実績値（見込）	令和10年度計画値
救急車搬送受入件数	4,401人	5,000人以上
救急車搬送受入率	86.2%	91.0%以上
救急医療管理加算算定患者数	3,740件	4,250件以上

b) がん医療

三重県がん診療連携拠点病院として、病理診断、放射線画像診断等の検査によるがん診断から、手術治療や放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療を提供するとともに、緩和ケア医療の充実を図る。また、医師に対し、緩和ケア研修を受講させるなど、医療スタッフの知識及び技術の向上を図る。

専門的な知識を有する看護師や社会福祉士の相談員をがん相談支援センターに配置し、がん患者・家族、関係機関等からの相談等に適切に対応する。

項目	令和5年度実績値（見込）	令和10年度計画値
がんに係る手術件数	753件	855件以上
放射線治療新規患者数	145件	170件以上
外来化学療法新規患者数	950件	1,100件以上
院内がん登録件数	1,150件	1,300件以上

c) 脳血管障害、循環器疾患及び消化器疾患

救急部門と関係各科、リハビリテーション部門等との連携を強化し、治療内容の充実を図るとともに、迅速な診断・治療を行うことができる体制を維持する。また、内視鏡的処置や手術支援ロボット手術、鏡視下手術の適応拡大等、低侵襲医療に積極的に取り組む。

〔疾患別入院延べ患者数〕

項目	令和5年度実績値（見込）	令和10年度計画値
脳血管障害	15,250人	15,650人以上
循環器疾患	18,883人	19,380人以上
消化器疾患	27,413人	28,140人以上

d) 小児医療及び周産期医療

小児医療については、地域の二次救急受入れの役割を担うほか、地域の医療機関や応急診療所と連携し、入院機能など地域に必要とされる役割を果たす。また医療的ケア児の在宅療養を支えるためのレスパイト入院を引き続き行う。

項目	令和5年度実績値（見込）	令和10年度計画値
小児科新規入院患者数	633人	780人以上
小児科救急車搬送受入数	380件	500件以上
小児科紹介件数	455件	550件以上

【関連指標（※）】

項目	令和5年度実績値（見込）
レスパイト入院数	7件

（※）目標指標以外の事業評価における重要な数値（以下同様）

周産期医療については、通常分娩に加え、近隣の産科病院、医院との連携をより強固にしていくことで、リスクの高い妊産婦の外来紹介や緊急母体搬送、新生児搬送の受け入れを推進し、NICU（新生児特定集中治療室）の充実により高度な新生児治療に対応していく。また、医師・看護師・助産師等の更なる充実を図り、地域周産期母子医療センターの指定を目指す。

項目	令和5年度実績値（見込）	令和10年度計画値
分娩件数	380人	450人以上

【関連指標】

項目	令和5年度実績値（見込）
母体搬送件数	38件
NICU入院件数	184件
うち、院外出生件数	12件
うち、人工呼吸器管理件数	18件

(2) 地域医療連携の推進

地域医療支援病院として、かかりつけ医や地域の医療機関との機能分担と連携の一層強化や地域連携パスの運用を推進等により、紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を円滑に進めながら、地域完結型医療を推進する。

項目	令和5年度実績値（見込）	令和10年度計画値
紹介率	93.5%	94.5%以上
逆紹介率	100.0%	100.0%以上

地域医療センターにおける機能の充実を図り、地域包括支援センターを始め、地域の介護・福祉施設への患者情報の提供や退院時カンファレンスの取組み等を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築に向けて医療から介護・福祉への切れ目のないサービスを提供できる体制の整備を進める。また、在宅患者の急変時には患者を受け入れるよう努める。

(3) 災害時及び重大な感染症の流行時等における医療協力

地域災害拠点病院として、災害医療に関する研修及び医療救護を想定した訓練等を充実させるとともに、設備の点検や物資及び通信手段の確保を継続し、三重県、桑名市、関係機関及び協定企業等との連携強化に努め災害発生時に備える。

災害発生時にはBCP（事業継続計画）及び災害対策マニュアルに基づき、病院事業の継続に努めるとともに、三重県及び桑名市からの要請に応じて、DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣を含めた医療救護活動を行うなど、自治体を実施する災害対策等に協力する。

新興感染症等の流行時等には、新型コロナウイルス感染症拡大時に重点拠点医療機関として対応した経験を生かし、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制を確保しながら感染症医療に適切に対応し、地域住民の安全安心に貢献する。

【関連指標】

項目	令和5年度実績（見込）
災害訓練・研修実施数	2回
合同災害訓練実施数	0回
災害医療派遣チーム訓練参加回数	4回
防火防災管理講習修了者数	3人
自衛消防業務講習修了者数	9人
災害ナース登録数	7人

2 医療水準の向上

(1) 高度・専門医療への取組み

地域の中核病院として、高度で専門的な医療提供体制の充実に取り組む。循環器センター、消化器センター及び脳卒中センターの機能や集学的治療体制の強化と充実に図る。

(2) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

三重大学及び桑名市を始めとする関係機関と連携し、ICTやAI等のデジタル技術の導入や、他医療機関とのネットワークの構築など、情報セキュリティ確保の徹底を図りながらデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することにより、医療の質の向上及び業務の効率化を図る。

3 医療従事者の確保

(1) 医師の確保

計画的に設備及び医療機器の整備を進めるとともに、各種専門医の研修施設認定を取得し、医師にとって魅力的な病院作りに努める。また、タスクシフト、タスクシェアやIT（情報技術）の導入活用等による負担軽減体制を強化する等、医師の業務環境の改善を図る。

診療科ごとの医師の充足度を把握し、大学等関係機関との連携の強化、公募の推進等により、医師の確保に努める。

(2) 研修医の受入れ及び育成

幅広い診療科目を有する急性期病院として、初期臨床研修プログラムの改善及び充実に図るほか、各種専門医の研修機関としての認定を取得する等、教育研修体制の整備を進め、初期研修医及び専攻医（専門分野の研修を行う医師をいう。）の受入れ拡大及び定着を図る。

(3) 薬剤師及び看護師の確保及び定着

薬剤師については、実務実習を通じて関係教育機関との連携の強化や、薬剤師修学資金貸与制度や奨学金返還助成制度、各専門薬剤師研修施設の認定取得といった、教育研修体制の整備を進め、薬剤師にとって魅力的な病院作りに努め、確保を図る。

看護師については、教育実習や講師派遣を通じて関係教育機関との連携の強化、新卒者を支援できる教育や看護体制を敷いて看護師の確保を図る。長時間勤務の改善や育児中の女性職員の業務の負担を軽減するなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した働きやすい環境を整備し、定着に取り組む。特に、女性医療職については、柔軟な雇用形態や院内保育所の充実ににより、その確保を図る。

【関連指標】

項目	令和5年度実績値 ^{※1}
医師数 ^{※2}	93人

専攻医数	17人
初期臨床研修医数	26人
薬剤師数	24人
看護師数※3	471人
看護師離職率	6.5%

※1 職員数は令和5年4月1日付数値、離職率は令和4年度実績

※2 専攻医及び初期臨床研修医を除く ※3 助産師、准看護師を含む

4 患者サービスの一層の向上

(1) 診療待ち時間の改善

地域連携を推進し、地域の医療機関との役割分担を行い、外来診療の待ち時間短縮に努める。また、待ち時間に関する実態調査を定期的に行い、その現況及び原因を把握し、必要に応じてシステムの導入、見直しを始めとする改善を行う。

項目	令和5年度実績値（見込）	令和10年度計画値
滞在時間	1時間54分	1時間45分

(2) 院内環境の改善

患者動線に配慮した案内方法を工夫する等、院内環境の整備を進める。また、市民ボランティアと連携・協力して患者サービスを向上させるため、ボランティアの積極的な参加が可能となるよう、受入れ体制の整備を進める。

(3) 職員の接遇の向上

院内のご意見箱、病院ホームページ及び定期的な患者アンケート等を通じて患者の意向をとらえ、患者サービスの向上につなげる。その上で、全職員を対象とする研修会を実施し、病院全体の接遇の向上を図る。

項目	令和5年度実績（見込）	令和10年度計画値
患者満足度調査結果（外来）	満足度79%	満足度85%
患者満足度調査結果（入院）	満足度76%	満足度85%
接遇研修実施回数	0回	1回

【関連指標】

項目	令和5年度実績（見込）
ご意見箱投書件数	208件
投書件数に占めるお褒め・感謝の割合（%）	25.0%
投書件数に占めるご指摘・苦情の割合（%）	75.0%

5 より安心で信頼できる質の高い医療の提供

(1) 医療安全対策の徹底

安全で良質な医療を提供するため、積極的にインシデント情報が報告される環境づくりを行う。医療安全管理委員会において医療事故及び医療事故につながる潜在的事故要因に関する情報の収集及び分析に努め、フィードバックを行い、患者へ安全安心な医療を提供できる環境を整備する。

院内感染の発生原因の究明及び防止対策を確立し、患者とその家族及び職員の安全

を確保するため、院内感染対策委員会及び感染対策チームにおいて、感染源や感染経路に応じた未然防止及び発生時の院内感染対策を検討し、確実に実施する。また、新興感染症等が発生した場合には、感染防止対策を徹底しながら、状況に応じて適切に対応する。

職員全員に参加を義務づける医療安全及び感染対策に関する研修を通年にわたって開催し、職員の意識向上に引き続き努める。

項目	令和5年度実績値（見込）	令和10年度計画値
インシデントレポート件数	2,500件	3,200件

【関連指標】

項目	令和5年度実績値（見込）
医療安全研修実施回数	2回
医療安全研修受講率	98%
院内感染対策研修実施回数	2回
院内感染対策研修受講率	100%

(2) 信頼される医療の提供

個人情報の保護及びインフォームド・コンセントを徹底するとともに、セカンドオピニオンの実施や、インシデントレポート件数の公開等、適切な情報開示を行うことにより、患者、その家族及び地域住民に信頼される医療を提供する。

【関連指標】

項目	令和5年度実績（見込）
セカンドオピニオン紹介件数	40件
診療情報開示件数	55件

(3) 施設設備の整備及び更新

病院の施設設備については、地域医療を担う中核病院として、必要性や費用対効果を勘案して整備及び更新を進める。特に、今中期計画期間中に更新時期に入る電子カルテシステム及び関連部門システムについては、安定的な診療録の記録・保存を継続的に実施できることを第一に考え、限られた予算のなかで可能な限り業務の効率化や省力化などを図る。また、施設の老朽化対策として、長寿命化のための予防的な修繕も実施し、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図る。

(4) 市民への保健医療情報の発信及び普及啓発等

医療に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、市民公開講座の開催、広報やホームページの活用により、保健医療情報を発信し、地域住民の健康寿命の延伸に寄与することで、地域住民全体の福祉と健康の増進に貢献する。

【関連指標】

項目	令和5年度実績（見込）
市民公開講座開催回数	1回
病院広報誌発行回数	3回

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 規律ある職場づくり

法令遵守を徹底し、規律ある職場づくりに努めること。また、職員は、自己の職責を理解し、その職責を果たすよう努めること。

2 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を適切かつ弾力的に配置する。

必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。

3 職員の職務能力の向上

職員の努力が評価され処遇に反映される仕組みを推進するとともに、研修等を充実させることにより、職務能力の向上を図る。また、認定看護師や専門看護師など専門職種 of 資格の取得を促し、配置に努める。

【関連指標】

令和5年4月1日付数値

区分	分野	令和5年度実績
専門	がん看護	1人
認定	皮膚・排泄ケア	1人
	がん化学療法看護	1人
	がん性疼痛看護	1人
	緩和ケア	1人
	集中治療看護	1人
	感染管理	2人
	認知症看護	1人
	脳卒中リハビリテーション看護	1人
	分野	令和5年度実績
	医療メディエーター	0人

4 職員の就労環境の整備

国が推進する働き方改革の動向を踏まえ、タスクシフト、タスクシェア及びIT（情報技術）導入活用を検討し、業務の効率化、負担軽減に取り組むことで職員の勤務時間の均衡を図り、医師を含む全職員の時間外労働時間の縮減と有給休暇取得促進を目指す。

ワーク・ライフ・バランスに配慮した、働きやすく、働きがいのある就労環境を整備する。

項目	令和5年度実績値（見込）	令和10年度計画値
平均時間外労働時間数（医師）	30.7時間	30.0時間未満
平均時間外労働時間数（医師以外）	5.9時間	5.5時間未満
有給休暇平均取得日数	14.7日	16.0日以上

5 効率的な業務体制の推進と改善

中期目標を達成するため、迅速な意思決定と機動的な経営判断により効果的かつ効率的な業務運営を推進するとともに、法人組織として内部統制の体制充実を図る。

病院経営に係る目標の設定や課題・改善提案に対し、職員の誰もが参画可能な体制にするなど、職員個々が経営状況を理解し、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成する。

また、IT（情報技術）を活用し、組織内の情報共有や相互連携を進め、効率的な業務の執行に努める。公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の結果に基づき、指摘箇所等の継続的な改善活動に取り組む。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

公的な病院としての使命を果たしつつ、恒常的な経営黒字化を達成するため、「第2住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に定める計画を適切に実施する。また、設立団体との連携を密にし、相互に協力し一体となって持続可能な経営基盤の確立を目指す。

項目	令和5年度実績値（見込）	令和10年度計画値
純利益	▲259百万円	211百万円
経常収支比率	98.2%	100.0%以上
修正医業収支比率	93.8%	94.0%以上

2 収入の確保

救急医療や地域医療連携の推進、ベッドコントロールチームを中心とした適切かつ効率的な病床運用により、病床稼働率等の計画値達成を目指す。また、地域の高度医療及び急性期医療を担う中核病院としての機能を発揮することにより、入院、外来における1日1人当たり収益の向上に努める。

項目	令和5年度実績値（見込）	令和10年度計画値
1日1人当たり外来収益	19,203円	22,000円
新入院患者数	9,924人	10,800人
1日1人当たり入院収益	70,744円	75,000円
病床稼働率 ^{※1}	78.7%	82.0%

※1 令和5年4月1日から5月7日までは40床をコロナ専用病床として確保

3 支出の節減

医療機器の効果的な調達や、適切な修繕の実施による機器の長寿命化を図り、限りある財源を効率よく運用する。また、業務委託の必要性や委託内容についても、最適な手法を検討し、必要に応じ見直しを行う。

給与費対医業収益比率についても、医療安全の確保、医療の質やサービスの向上等に十分配慮した上で低減に努める。

項目	令和5年度実績値（見込）	令和10年度計画値
給与費対医業収益比率	56.2%	55.0%

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和6年度～令和10年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	70,555
医業収益	66,306
運営費負担金	4,050
補助金等	200
営業外収益	1,099
運営費負担金	370
運営費交付金	79
その他営業外収益	650
資本収入	2,831
運営費負担金	1,080
運営費交付金	0
長期借入金	1,751
計	74,486
支出	
営業費用	66,233
医業費用	64,969
給与費	34,860
材料費	19,333
経費	10,556
研究研修費	220
一般管理費	1,264
営業外費用	334
資本支出	6,150
建設改良費	1,801
長期借入金償還金	4,349
その他の資本支出	0
計	72,717

（注1） 各項目の数値は端数を四捨五入しており、項目ごとの数値の合計と計の欄の数値等が一致しない場合がある。

（注2） 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中総額 35,965 百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員給与の額に相当するものである。

[運営費負担金等の繰出基準ほか]

地方独立行政法人法第85条第1項に規定する政策的医療等の不採算経費については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」を基に算出した基準額の範囲内で、必要に応じて市と協議して算定する額とする。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（令和6年度～令和10年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	
営業収益	71,239
医業収益	66,306
運営費負担金収益	4,050
補助金等収益	200
資産見返運営費負担金戻入	611
資産見返補助金等戻入	73
資産見返寄附金等戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	0
営業外収益	1,099
運営費負担金収益	370
運営費交付金収益	79
その他営業外収益	650
臨時利益	0
費用の部	
営業費用	72,360
医業費用	70,806
給与費	35,322
材料費	19,333
経費	10,671
減価償却費	5,260
研究研修費	220
一般管理費	1,554
営業外費用	412
臨時損失	0
純利益	▲434

（注1） 各項目の数値は端数を四捨五入しており、項目ごとの数値の合計と計の欄の数値等が一致しない場合がある。

（注2） 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない

3 資金計画（令和6年度～令和10年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	77,407
業務活動による収入	71,654
診療業務による収入	66,306
運営費負担金による収入	4,420
運営費交付金による収入	79
補助金等による収入	200
その他の業務活動による収入	650
投資活動による収入	1,080
運営費負担金による収入	1,080
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,751
設立団体出資金等による収入	0
長期借入による収入	1,751
運営費交付金による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0
資金支出	77,417
業務活動による支出	66,577
給与費支出	35,965
材料費支出	19,333
その他の業務活動による支出	11,279
投資活動による支出	1,801
有形固定資産の取得による支出	1,801
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	4,349
長期借入の返済による支出	4,349
移行前地方債償還債務の償還による支出	0
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	1,769

（注1） 各項目の数値は端数を四捨五入しており、項目ごとの数値の合計と計の欄の数値等が一致しない場合がある。

（注2） 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額 1,800百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 業績手当の支給等による資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 診療料金等

- (1) 病院を利用する者からは、診療料金及びその他諸料金を徴収する。
- (2) 診療料金及びその他諸料金の額は、診療報酬の算定方法（令和4年厚生労働省告示第54号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成30年厚生労働省告示第51号）の規定により算定した額とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く診療料金及びその他諸料金の額は、前号の規定により算定した額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- (4) 前2号に規定するもの以外の診療料金及びその他諸料金の額は、次のとおりとする。

種類	単位	金額
特別の療養環境の提供にかかる差額ベッド料(保険外併用療養費)	1日につき	17,000円以下で理事長が定める額
長期入院の必要性が低い患者の当院における入院期間が180日を超えた入院に係る加算料(保険外併用療養費)	1日につき	診療報酬の算定方法により算定した入院基本料(他の保険医療機関から同一の疾病等で当院に転院してきた患者についても同様とし、別に厚生労働大臣が定める状態にある患者を

		除く。)に100分の15を乗じた点数(その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入した点数)に10円を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
他の病院又は診療所からの文書による紹介なしに受診した患者(緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。)の初診に係る加算料(保険外併用療養費)	1件につき	8,000円以下で理事長が定める額
セカンドオピニオンに係る面談料	1回1時間以内につき	20,000円以下で理事長が定める額
人間ドック料	1件につき	50,000円以下で理事長が定める額
脳ドック料	1件につき	50,000円以下で理事長が定める額
自由診療料	保険点数	10円
	無保険の場合	1点につき
	1点につき	15円
自動車損害賠償責任保険診療料	保険点数	20円
	1点につき	

(5) 前号の規定により難い診療料金及びその他諸料金の額は、理事長が別に定める。

2 減免及び徴収猶予

理事長は、特別な理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免し、又は相当の期間を定めて徴収を猶予することができる。

第11 桑名市地方独立行政法人法施行細則(平成21年桑名市規則第26号)第6条で定める事項

1 地域の医療水準向上への貢献に関する計画

他の臨床研修病院の研修協力病院として、その病院の臨床研修医を受け入れるほか、看護学生及び薬学生等の実習の受入れ等を積極的に行い、地域の医療従事者の育成を進める。

また、桑名市消防本部との連携により、救急ワークステーションにおける救急救命士の実習受入れを進める。

2 医療機器の整備に関する計画

高度医療及び急性期医療に取り組むため、費用対効果、地域住民の医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断して、高度医療機器の整備を適切に実施する。

整備の財源は桑名市長期借入金ないし自主財源等とし、各事業年度の桑名市長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

3 積立金の処分に関する計画

中期目標期間の繰越積立金については、病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。

4 前3号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

法人が桑名市に対し負担する債務の元金償還を確実に行う。